

## 議第52号

三島市印鑑条例の一部を改正する条例案

三島市印鑑条例（昭和50年三島市条例第47号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「次に掲げる者」を「住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「法」という。）に基づき本市の住民基本台帳に記録されている者」に改め、同項各号を削る。

第4条第3項第1号中「若しくは」を「又は」に、「はり」を「貼り」に改め、「又は外国人登録証明書」を削り、同項第2号中「により登録申請者が本人であることを保証され、登録されている印鑑を押した」を「が、当該登録されている印鑑を押印して、登録申請者が本人であることを保証した」に改める。

第5条第2項第1号中「又は外国人登録原票に記録又は登録」を「に記録」に、「若しくは名又は氏名」を「、名若しくは通称（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の26第1項に規定する通称をいう。以下同じ。）又は氏名若しくは通称」に改め、同項第2号中「氏名」の次に「又は通称」を加え、同条に次の1項を加える。

3 市長は、前項第1号及び第2号の規定にかかわらず、外国人住民（法第30条の45に規定する外国人住民をいう。以下同じ。）が住民票の備考欄に記録されている氏名の片仮名表記（以下単に「氏名の片仮名表記」という。）又はその一部を組み合わせたもので表わされている印鑑により登録を受けようとする場合には、当該印鑑を登録することができる。

第6条第1項第4号中「氏名」の次に「（外国人住民に係る住民票に通称が記録されている場合にあつては、氏名及び通称）」を加え、同項第8号を同項第9号とし、同項第7号の次に次の1号を加える。

(8) 外国人住民が氏名の片仮名表記又はその一部を組み合わせたもので表わされている印鑑により登録を受ける場合にあつては、当該氏名の片仮名表記

第6条第2項中「第8号」を「第9号」に、「磁気テープ」を「磁気ディスク」に改める。

第11条第1項中「磁気テープ」を「磁気ディスク」に改め、同項第2号中「氏名」の次に「（外国人住民に係る住民票に通称が記録されている場合にあつては、

氏名及び通称)」を加え、同項に次の1号を加える。

(6) 外国人住民が氏名の片仮名表記又はその一部を組み合わせたもので表わされている印鑑により登録を受ける場合にあつては、当該氏名の片仮名表記

第15条第1項第2号を削り、同項第3号を同項第2号とし、同項第4号中「氏名」の次に「、氏又は名（外国人住民にあつては、通称又は氏名の片仮名表記を含む。）」を加え、「により、登録された印鑑が第5条第2項第1号に該当したとき」を「があつたとき（登録されている印影を変更する必要のないときを除く。）」に改め、同号を同項第3号とし、同項第5号を同項第4号とし、同項第6号を同項第5号とし、同号の次に次の1号を加える。

(6) 外国人住民が、法第30条の45の表の上欄に掲げる者でなくなつたとき（日本の国籍を取得したときを除く。）。

第15条第2項中「前項第4号」を「前項第3号」に改める。

## 附 則

この条例は、平成24年7月9日から施行する。

平成24年6月12日提出

三島市長 豊岡 武士